

「就業規則の改正等について」の説明を受ける！

3月24日、JR 東労組は会社から「就業規則の改正等について」の説明を受けました。今回の改正では、「育児介護休業法改正」に基づく就業規則の改正、また保存休暇や病気休職取り扱いの(一部)見直しなどの改正が行われます。しかしながら、今回改正するにあたり様々な不明点や疑問点が出てきました。JR 東労組は、今後、不明点や疑問点を解明要求し、団体交渉を行っていきます。

●育児介護休業法改正に伴う規程改正

短時間・短日数勤務(新設)の取得は賃金規定に則って取り扱う。事業所に義務として課せられた5つの選択肢のうち、「養育休暇(月5日)」と「短時間勤務」の2つを選択した。短時間勤務を駅職場に当てはめると、泊勤務ではなく日勤での短時間勤務とする。

子の介護休暇の見直しでは法改正の趣旨に則って、対象として「小学3年生終了まで」、取得事由は「学級閉鎖」「入園・入学式、卒園式」を追加した。残業免除の内容が、小学校就学前までの養育をするものに拡大され、免除の請求が可能となる。

短日数勤務での賃金は、100分の80となる。養育看護や介護休暇の賃金と期間率はすでに賃金規定にあり、短日数特別休日も含め欠勤となり、無給である。

周知に関しては必要とする人に行う。

関係する社員に周知する事を求めました！

●保存休暇の見直し

各年度4日まで、最大30日まで保存休とし、有給とする規定は変わらない。使用の事由は問わない。申請に関して、原則前月20日までとなっているが、年休申込簿の取り扱いではないため、欠勤届で申請すること。

●病気休職の取り扱いの一部見直し

通算する期間を30日を60日以内に延長する。労基法に則り2023年4月1日に改正を行ったところ、永続的に休み続けることができってしまう事になり、今回60日へ変更を行う。これにより、病気休職後20日ほどは実出勤しなくてはいけなくなる。

●労働時間制適用の見直し

パート社員の変形勤務のパターンを簡素化した。

今後、ステーションサービス協議会は議論を深め、会社に申し入れを行い、団体交渉をしていきます！

組合員の不利益にならないよう団結して、働きやすい職場をみんなでつくり出そう！！

ステーションサービス協議会に対する質問や意見などはこちらまで



[JR 東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)